



ぶるべー



携帯電話用

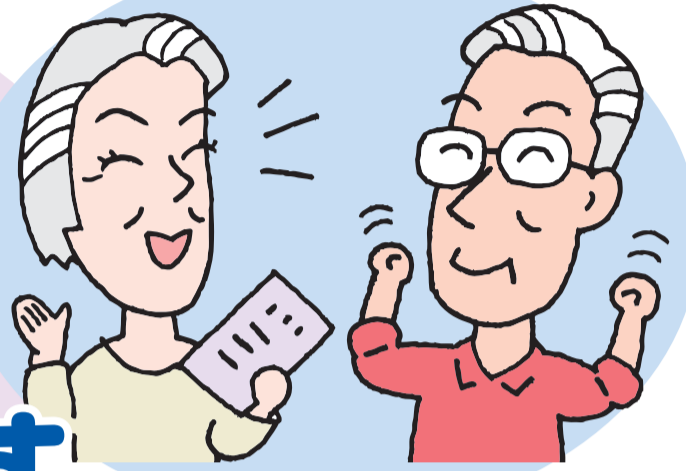


スマートフォン用



後期高齢者 医療制度 特集号

平成28年 8月から 後期高齢者医療 被保険者証が 藤色に変わります



藤色

7月中旬に

簡易書留でお送りします。

新

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成30年7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名	広域 花子 女
生年月日	昭和5年12月30日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成28年8月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	ジェネリック医薬品を希望します 3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

※実際の保険証と色あいなどは多少異なります。

オレンジ色

旧

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成28年7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	千代田区飯田橋三丁目5番1号
氏名	広域 花子 女
生年月日	昭和5年12月30日
資格取得年月日	平成20年4月1日
発効期日	平成20年4月1日
交付年月日	平成26年8月1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 9 1 3 1 2 3 4 東京都後期高齢者医療広域連合 公印

ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証送付時に同封している希望シールを文字にかからない所に貼ってください。

8月になっても保険証が届かない場合はお問い合わせください



対象

- 75歳以上の方
- 65歳以上で一定の障がいがあると認定された方
(※申請して広域連合の認定を受けた方)

窓口負担の割合

- 一般の方..... 1割
- 一定以上の収入がある方..... 3割

限度額適用・標準負担額減額認定証について

世帯の全員が住民税非課税の場合は減額認定証の交付を受けることができますので、保険年金課後期高齢者医療担当へお問い合わせください。

すでに減額認定証をお持ちの方で平成28年度も引き続き住民税非課税世帯の方には、新しい減額認定証を7月下旬にお送りします。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
発効期日	
有効期限	
適用区分	
長期入院該当年月日	保険者印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	東京都後期高齢者医療広域連合 公印

問合せ

保険料の納付・申請などに関すること

保険年金課
後期高齢者医療担当
☎042(346)9538

制度全般に関すること

広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519
東京都後期高齢者医療広域連合(広域連合)
☎03(3222)4496